

## 旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成16年11月25日開催

裁判員制度の広報について

- 1 開催日時 11月25日(木)午後1時30分から午後3時40分
- 2 開催場所 (1) 旭川地方裁判所第1号法廷  
(2) 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)  
地裁委員 井上稔(兼務), 猪狩正文, 伊藤進, 葛西敬一(兼務), 片山礼子,  
工藤一夫(兼務), 堀博子(兼務)  
家裁委員 井上稔(兼務), 葛西敬一(兼務), 叶内初子, 工藤一夫(兼務),  
小檜山俊介, 芝木美沙子, 田尻克己, 谷口孝男, 堀博子(兼務)  
事務局 餘多分亜紀裁判官, 矢野哲郎地家裁事務局長, 相原俊二刑事首席書  
記官, 中山訓伸地裁事務局次長, 大松泉家裁事務局次長, 菅原誠地  
裁事務局総務課長, 菅野晶子家裁事務局総務課長, 大橋里美地裁事  
務局総務課課長補佐

## 4 議 事

(はじめに, 各委員は裁判官から現在の刑事裁判手続の概要説明を受けた後, 裁判所職員による刑事模擬裁判を見学した。)

- (1) 開会の言葉
- (2) 新任委員自己紹介
- (3) 委員長選出

井上稔委員が委員長に選出された。

- (4) 意見交換テーマ「裁判員制度の広報について」

(事務局から裁判員制度の概要説明及びこれまで当庁が取り組んだ広報活動

の現状について報告がなされた。)

なぜ、裁判員制度を導入しなければならなかったのか、ということが分からない。今後は、裁判員制度が導入された理由についての広報を行う必要があるのではないか。また、現状の裁判制度と比較した場合、裁判員制度を導入することによって、どのようなメリットがあるのかが分からない。

先程の刑事模擬裁判を見ることで、刑事裁判の流れをとて分かりやすく知ることができた。このような広報活動を積極的に取り入れるとよいのではないか。

また、本日配布された新聞記事に、「裁判員に選ばれた場合、やりたくない。」と答えた人の割合が掲載されているが、その割合に驚いている。なぜ、裁判員制度が必要なのか、ということが国民に浸透していないのではないか。裁判員制度の導入は5年後であることから、今の高校生(学生)なども参加することになる。裁判員制度は、学校教育の中でも重要な問題になると思われる。

「裁判員に選ばれた場合、やってみたいかどうか。」と尋ねられた場合、「やりたくない」に丸を付けてしまう。

裁判員は、地方裁判所の事件にのみ関与するということを、今回初めて知った。国民の多くは、裁判員制度の流れを知らないのではないか。ただ、自分が重大事件に関与した場合、正しい判断ができるのかどうか、考え込んでしまう。

「やりたくない」と答える人が多いのは分かる気がする。ただし、この制度は国民の義務だろう。報酬が高ければやるだろうし、安くなるとやる気にならないだろう。

被告人が自白している場合は、それほど問題にはならないだろう。問題なのは、殺人事件などの重大事件で、被告人が否認した場合に、素人が正しい判断ができるのかということである。だから、「やりたくない」のではない

か。裁判員は、裁判官の誘導の中で判断することになるのではないだろうか。

裁判員になった場合、守秘義務が課せられることになる。常に守秘義務を守ることは、かなりのプレッシャーである。また、裁判員を無作為に選出してよいのだろうか。

無作為に抽出された後、最終的に裁判員に決まるまで、どの位の時間的余裕があるのか。裁判員のための研修はあるのか。連日開廷された場合、どの位の審理日数を要するのか。また、裁判員の名前や住所は公表されないが、法廷内にマスコミのカメラ撮影が入った場合、裁判員はどうなるのか。

裁判員制度の広報としては、町内会や市民会に裁判所が出向いて、この制度の概要説明等を行ってほしい。雇用主に対しても、この制度を十分に理解してもらえよう積極的にピーアールすべきである。

この制度に問題があるとして、裁判所に訴えた場合、どのような判断が下されるのだろうか。この制度が100年もつのか疑問である。個人的には、安定性を欠いた制度だと思う。駄目な制度なら広報する必要はないのではないか。

どのようにこの制度を国民に周知すべきか、模索している段階である。「国民がきちんと判断を下せるのか。」という意見が出されていたが、法律の専門家でない人でも、良い結論が出せると思っている。

この制度に国民を取り入れた理由は、裁判に市民感覚を取り入れようとしたからだろう。有罪となったら量刑を決める。それを外部の目から見てもらうということだろう。国民の負担は大きい制度である。この制度がうまくいくかどうかは、国民の努力にかかっている。自分が被告人の立場に立って考えた場合、嫌々やっている裁判員には裁かれたくないと思う。やる以上は積極的に取り組んでほしいと思う。国民に対する広報としては、「自分がやりたい」という意欲が高まるような広報活動が大事だろう。

裁判所が市民講座を行ったとしても、裁判に興味がない人は来ない。関心

がない人に向けた広報をどうすべきか。裁判所のみでは限界がある。マスコミに協力してもらう必要があるだろう。

裁判員制度を広めるためには、模擬裁判や学校教育を増やすしかないのではないか。

折り込みチラシのように、裁判員制度のパンフレットを全家庭に一冊ずつ配布すべきではないか。

旭川地裁における裁判員制度対象事件の件数はどの位か。

**(事務局回答：平成15年度は、20件程度である。)**

市民の末端まで裁判員制度のパンフレットを配布してほしい。

学校教育では、カリキュラムに裁判員制度を組み入れたり、刑事模擬裁判を体験(見学)するとずいぶん違うのではないだろうか。もっと身近なものに感じるはずである。

旭川市の教育委員会に裁判員制度のパンフレットを送付し、教育委員会から各学校へ送付してもらうと、学校教育につながるのではないか。教育委員会を活用すべきである。

次回期日を平成17年5月26日(木)午後1時30分から開催する。次回テーマは「次世代の若者と裁判の関わりについて」とする。

#### (5) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料 1 刑事裁判の手続きの流れ（模擬裁判時に配布）
- 資料 2 裁判員制度における手続きのイメージ
- 資料 3 新聞記事コピー（４月５日付け日経新聞，９月１１日付け毎日新聞）
- 資料 4 裁判員制度パンフレット

（配布資料添付省略）